

本日の諸外国実態調査の結果を踏まえ、我が国においてどのようなシステムを導入すべきか。

■ システムオペレーター

- ・ AFCシステムのオペレーター(運用主体)に求められる要件や義務は何か。
- ・ オペレーターにどこまでの権限を認めるか。
- ・ 当初の導入時においてどの程度の数のオペレーターを想定するか。

■ オペレーターに対する監督体制

- ・ 国はどの程度の頻度で監督することが必要か。
- ・ 監査の頻度など、どのようにして監督体制の実効性を担保するのか。

■ ビジネスモデル

- ・ 我が国で長期間継続的に運用していくためにどういった運営体制とすべきか。
- ・ 本システムに収益性を求めるのか。収益性が図れない場合において、収支を均衡させるためどのような手段が考えられるのか。

■ システムの実運用

- ・ 干渉が生じた場合の対応フローはどうあるべきか。
- ・ 干渉要因の特定は、どのように実施するのか。
- ・ システム側に瑕疵があった場合の責任体制はどうあるべきか。

【参考】 主な論点と諸外国の調査概要（1/3）

主な論点毎に、既にAFCシステムの運用が開始されている米国・カナダの調査結果において参考となる情報を整理。

	論点	現時点までの調査結果で参考となる情報の概要
システム オペレーター	AFCシステムのオペレーター（運用主体）に求められる要件や義務は何か。	<ul style="list-style-type: none"> 要件：両国共にデータベースへのアクセス頻度や干渉対応、デバイス・連絡先の登録等について定めている。 義務：両国共、仕様変更・運用停止時の事前の連絡義務等を課している。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ また、カナダでは「申請時に、カナダ内に物理的な拠点と人材配置とその維持にコミットすること」「ISEDによるテスト実行時点でAFCシステムが完成していること」といった義務が課せられている。
	オペレーターにどこまでの権限を認めるか。	<ul style="list-style-type: none"> システムの日々の運用そのものや収益化の手段については各オペレーターに任されている。 所管機関としては状況をモニタリングしており必要に応じて介入する権限を留保していると推測されるが、詳細については所管機関側へのヒアリングで確認予定。
	当初の導入時においてどの程度の数のオペレーターを想定するか。	<ul style="list-style-type: none"> 現在米国は7事業者、カナダは2事業者をオペレーターとして認証。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ オペレーター数に係る規定等は存在せず、また、現在も審査段階にある事業者が複数存在することから、今後もオペレーターの数は増える見込まれる。 FCCは複数事業者をオペレーターに認定する背景として、①AFCシステム運用を特定事業者に独占させないこと②市場競争によって規定以上のサービス提供がなされることへの期待③同時に低コスト化への期待の3点を挙げている。
オペレーター に対する 監督体制	国はどの程度の頻度で監督することが必要か。	<ul style="list-style-type: none"> 米国においてはオペレーターの任期は5年間、その期間中の実績に基づきFCCが任期を更新するか決めるため、最低でも5年に1回は全般的な実績確認が入ると推測される。 一方で、カナダについてはオペレーターの任期が存在しないため、実績や状況の確認の頻度は不明。
	監査の頻度など、どのようにして監督体制の実効性を担保するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 実際の監査の頻度や日々のモニタリングの状況等については、公開情報が不足しているため、詳細については所管機関側へのヒアリングで確認予定。

【参考】 主な論点と諸外国の調査概要 (2/3)

	論点	現時点までの調査結果で参考となる情報の概要
ビジネスモデル	我が国で長期間継続的に運用していくためにどういった運営体制とすべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・両国とも、AFCシステムの運用及び収益化は各オペレーターに任されている。 ・AFCオペレーターがシステム構築・運用費用を負い、政府からの出資は無い。 ・AFCオペレーターの裁量でチャージモデルが決定するが、その内容について所管機関は監督権限を有している。
	本システムに収益性を求めるのか。収益性が図れない場合において、収支を均衡させるためどのような手段が考えられるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・前記のとおりFCCは複数事業者をオペレーターに認定する背景として、①AFCシステム運用を特定事業者に独占させないこと②市場競争によって規定以上のサービス提供がなされることへの期待③同時に低コスト化への期待の3点を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 収益化を目的とした複数のAFCオペレーターによる競争が、AFCシステムの運用やサービス提供を改善するのだというスタンスと推測される。 ・アライアンス系の事業者含め、現在認証されている全ての事業者が収益化を目的としていると推測される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現時点では、オペレーター各社ともAFCサービス・関連事業を開始して日が浅く、収益化できているとの回答はなかった。 ➢ 一方で、少なくとも一部の事業者については、将来的な黒字化の見通しを持っている模様。 ・前記のとおり、両国ともAFCオペレーターがシステム構築・運用費用を負担し、政府からの出資や補助は無い。一方で、公費負担の議論や検討そのものが無かったかについては、所管機関側へのヒアリングで確認予定。

【参考】 主な論点と諸外国の調査概要 (3/3)

	論点	現時点までの調査結果で参考となる情報の概要
システムの実運用	干渉が生じた場合の対応フローはどうあるべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・AFCシステムの本格運用後の干渉報告は、米国では5件以下、カナダでは特になかったとのこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国での上記の干渉報告の対応結果、真に干渉があったのか等については不明。 ・米国では、オペレーターが共同で開発し、Wi-Fi Allianceが代表して管理しているポータルに、ライセンスド・ユーザーが干渉を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 報告内容は自動で各登録オペレーター、FCCに展開され、各社が調査・報告する。現時点ではFCCは監視のみの対応。 ・カナダではライセンスド・ユーザーがISEDに干渉を報告し、ISEDが主導して調査を実施する。その後、ISEDの指示を受けてオペレーター・機器オペレーターが適切な対応措置を取る。
	干渉要因の特定は、どのように実施するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・米国においては、ポータルサイト経由で共有された干渉報告については、まずは各社（全ての事業者）がそれぞれ自社に関係している可能性があるか等調査・報告する。 ・その後、必要に応じてAFCオペレーターや干渉報告を実施した側からの情報提供を受けて、所管機関が調査を実施する模様。
	システム側に瑕疵があった場合の責任体制はどうあるべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・システムそのものの設定、アルゴリズムはAFCオペレーターごとに異なる（各オペレーターに任されている）ため、システムの瑕疵の一次的責任はオペレーターにあると推測される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 所管機関は申請後の認証手続きを通じて、各オペレーターの体制やシステムを確認している。 ・一方で、AFCシステムはライセンサー（既存免許人）側の情報を所管機関のデータベースから取得しているが、このライセンサーデータの正確性の責任は、ライセンサーにあるとのこと。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国のデータベース（ULS）は欠陥がWireless Innovation Forumに指摘されており、各社独自のデータベース等を用いて欠陥を補っている模様。